**障害福祉サービス事業者（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）自己点検表**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自己点検日：　　　　年　　月　　日（　）記入者　職氏名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ○鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  （平成２９年１２月２２日　鳥取市条例第５５号　改正　令和３年３月２５日条例第１０号）  第１章　総則  （趣旨）  第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３０条第１項第２号イ、第４１条の２第１項並びに第４３条第１項及び第２項の規定に基づき、指定障害福祉サービス、共生型障害福祉サービス及び基準該当指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、法第３６条第３項第１号の規定に基づく指定障害福祉サービスの指定に必要な申請者の資格を定めるものとする。  （本条…一部改正〔平成３０年条例３５号〕）  （定義）  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  （１）　利用者　障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。  （２）　指定障害福祉サービス等費用基準額　指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。  （３）　利用者負担額　指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第４２条の２によって読み替えられた法第５８条第３項第１号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第４項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。  （４）　法定代理受領　法第２９条第４項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第７０条第２項において準用する法第５８条第５項の規定により支給決定障害者（法第１９条第１項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。  （５）　共生型障害福祉サービス　法第４１条の２第１項の申請に係る法第２９条第１項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。  （６）　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。  （７）　多機能型　第７９条に規定する指定生活介護の事業、第１２４条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１３５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１４７条に規定する指定就労移行支援の事業、第１５８条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第１７２条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第４条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第５５条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第７１条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第７２条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。  ２　前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。  （１項…一部改正〔平成３０年条例３５号〕）  （指定障害福祉サービス事業者の一般原則）  第３条  ２　指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。  ３　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第１５条の規定に従い、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。  （１項…一部改正〔平成３０年条例３５号〕、３項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （指定障害福祉サービス事業者の要件）  第４条　法第３６条第３項第１号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。  （１）　指定障害福祉サービス事業者の代表者若しくは役員等又は指定障害福祉サービス事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員であるもの  （２）　指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第６条に定める者の支配を受けているもの  第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護  第１節　基本方針  第５条　居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  ２　重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  ３　同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  ４　行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  第２節　人員に関する基準  （従業者の員数）  第６条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第１９８条及び第２０６条第２項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「基準省令」という。）第５条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第４節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２．５以上とする。  ２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。  ３　前項の事業の規模は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、同項の事業の規模は推定数とする。  （管理者）  第７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。  （準用）  第８条　前２条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。  第３節　設備に関する基準  （設備及び備品等）  第９条　指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。  ２　前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。  第４節　運営に関する基準  （内容及び手続の説明及び同意）  第１０条　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第３２条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。  （契約支給量の報告等）  第１１条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。  ２　前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。  ３　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。  ４　前３項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。  （提供拒否の禁止）  第１２条　指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。  （連絡調整に対する協力）  第１３条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。  （サービス提供困難時の対応）  第１４条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。  （受給資格の確認）  第１５条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。  （介護給付費の支給の申請に係る援助）  第１６条　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。  （心身の状況等の把握）  第１７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。  （指定障害福祉サービス事業者等との連携等）  第１８条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  （身分を証する書類の携行）  第１９条　指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。  （サービスの提供の記録）  第２０条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。  （指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等）  第２１条　指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。  ２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第１項から第３項までに掲げる支払については、この限りでない。  （利用者負担額等の受領）  第２２条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。  ３　指定居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。  ４　指定居宅介護事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。  ５　指定居宅介護事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。  （利用者負担額に係る管理）  第２３条　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項（法第３１条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。  （介護給付費の額に係る通知等）  第２４条　指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、第２２条第２項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。  （指定居宅介護の基本取扱方針）  第２５条　指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その結果を利用者及びその家族に周知しなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、前項に掲げるもののほか、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。  （指定居宅介護の具体的取扱方針）  第２６条　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）　指定居宅介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。  （２）　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。  （３）　指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。  （４）　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。  （居宅介護計画の作成）  第２７条　サービス提供責任者（第６条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。  ２　サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。  ３　サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも６月に１回以上点検し、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。  ４　第１項及び第２項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。  （同居家族に対するサービス提供の禁止）  第２８条　指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。  （緊急時等の対応）  第２９条　従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。  （支給決定障害者等に関する市町村への通知）  第３０条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  （管理者及びサービス提供責任者の責務）  第３１条　指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。  ２　指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。  ３　サービス提供責任者は、第２７条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。  （運営規程）  第３２条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第３６条第１項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。  （１）　事業の目的及び運営の方針  （２）　従業者の職種、員数及び職務の内容  （３）　営業日及び営業時間  （４）　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  （５）　通常の事業の実施地域  （６）　緊急時等における対応方法  （７）　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  （８）　虐待の防止のための措置に関する事項  （９）　その他運営に関する重要事項  （本条…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （介護等の総合的な提供）  第３３条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。  （勤務体制の確保等）  第３４条　指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  ４　指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  （４項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （業務継続計画の策定等）  第３４条の２　指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （本条…追加〔令和３年条例１０号〕）  （業務継続計画の策定等に係る経過措置）  第３条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３４条の２（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。  （衛生管理等）  第３５条　指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  （１）　当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）　当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  （３）　当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。  （３項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （感染症の発生及びまん延の防止の対策等に係る経過措置）  第４条　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３５条第３項（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第１２３条、第１８０条の１２並びに第１８０条の２０において準用する場合を含む。）、第７３条第２項、第９２条第２項（新指定障害福祉サービス条例第１１０条、第１１０条の４、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条及び第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。  （掲示）  第３６条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  （２項…追加〔令和３年条例１０号〕）  （身体的拘束等の禁止）  第３６条の２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。  ２　指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  （１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  （３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  （本条…追加〔令和３年条例１０号〕）  （身体的拘束等の禁止に係る経過措置）  第５条　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス条例第３６条の２第３項（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。  （秘密保持等）  第３７条　指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  ２　指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。  （情報の提供等）  第３８条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。  （利益供与等の禁止）  第３９条　指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。  ２　指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。  （苦情解決）  第４０条　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ４　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第１１条第２項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ５　指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第４８条第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。  ６　指定居宅介護事業者は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。  ７　指定居宅介護事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。  （事故発生時の対応）  第４１条　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  ２　指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。  ３　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。  （虐待の防止）  第４１条の２　指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  （１）　当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  （２）　当該居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  （３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  （本条…追加〔令和３年条例１０号〕）  （虐待の防止に係る経過措置）  第２条　この条例の施行の日から令和４年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス条例」という。）第４１条の２第１号及び第３号（新指定障害福祉サービス条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。  （会計の区分）  第４２条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。  （記録の整備）  第４３条　指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に定めるところにより保存しておかなければならない。  （１）　決算書類　３０年間  （２）　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　１０年間  （３）　前２号に掲げる書類以外の記録　５年間  ２　指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から５年間保存しなければならない。  （準用）  第４４条　第１０条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第４４条第１項において準用する第３２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４４条第１項において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第４４条第１項において準用する第２２条第２項」と、第２６条第１号中「次条第１項」とあるのは「第４４条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第８条において準用する第６条第２項」と、第３１条第３項中「第２７条」とあるのは「第４４条第１項において準用する第２７条」と、第３２条中「第３６条第１項」とあるのは「第４４条第１項において準用する第３６条第１項」と、第３３条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。  ２　第１０条から第３２条まで及び第３４条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条」とあるのは「第４４条第２項において準用する第３２条」と、第２１条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４４条第２項において準用する次条第１項」と、第２４条第２項中「第２２条第２項」とあるのは「第４４条第２項において準用する第２２条第２項」と、第２６条第１号中「次条第１項」とあるのは「第４４条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第８条において準用する第６条第２項」と、第３１条第３項中「第２７条」とあるのは「第４４条第２項において準用する第２７条」と、第３２条中「第３６条第１項」とあるのは「第４４条第２項において準用する第３６条第１項」と読み替えるものとする。  （１・２項…一部改正〔令和３年条例１０号〕）  （電磁的記録等）  第２１６条　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１１条第１項（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第９５条、第９５条の５、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、第１５条（第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１３１条、第１３１条の４、第１４３条、第１４３条の４、第１５７条、第１７１条、第１７６条、第１８０条、第１８０条の１２、第１８０条の２０、第１９７条、第１９７条の１１、第２０８条並びに第２１５条第１項において準用する場合を含む。）、第５４条第１項、第１０４条第１項（第１１０条の４において準用する場合を含む。）、第１８６条第１項（第１９７条の１１及び第２０８条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。  ２　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。  （本条…追加〔令和３年条例２７号〕）  附　則（平成３０年３月１６日条例第３５号）  この条例は、平成３０年４月１日から施行する。  （施行期日）   1. この条例は、令和３年４月１日から施行する。   附　則（令和３年６月３０日条例第２７号）  この条例は、令和３年７月１日から施行する。ただし、第１条中鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第２１５条第１項の改正規定及び第７条中鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第６条第５項、第７条第７項及び第７９条第５項の改正規定並びに第８条の規定は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 | 審査  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否  適・否 | 備考  附則  附則  附則  附則 |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成２６年１月２３日障発０１２３第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。